

韓国における政治改革立法と政党の動向

— 盧武鉉大統領の弾劾と2004年総選挙を経て —

山 本 健 太 郎

目 次

はじめに

- I 総選挙までの経緯
- II 政治関係法の改正
 - 1 公職選挙及び選挙不正防止法
 - 2 政治資金に関する法律
 - 3 政党法
- III 韓国の政党
 - 1 開かれたウリ党
 - 2 ハンナラ党
 - 3 民主労働党
 - 4 新千年民主党
 - 5 自由民主連合
- IV 総選挙の結果
 - 1 当選者の特徴
 - 2 当選者の政策指向
 - 3 地域主義
 - 4 今後の国会・政治改革論議

おわりに

はじめに

韓国では、2004年4月に行われた国会議員総選挙において、盧武鉉政権の与党である開かれたウリ党ノ・ムヒョン（以下「ウリ党」とする。）が圧勝し、第一党となった。盧武鉉政権は、2003年2月に発足して以後、国会で多数を占める野党の壁に常に行く手を阻まれてきた。総選挙直前の3月

には、国会において大統領の弾劾訴追案が可決され、大統領の権限が停止されるといった前代未聞の事態が発生した。しかし、今回の総選挙で、与党が過半数の議席を得たことにより、盧武鉉政権は国民の信任を受けたと言える。そして、5月には憲法裁判所が大統領の弾劾訴追を棄却し、大統領は約2ヶ月ぶりに職務復帰することになった。

近年、韓国政治はその変化のスピードを増している。政治の制度的な側面に関しても、種々の変更が加えられており、政治勢力の栄枯盛衰も激しい。本稿は、めまぐるしく変化する韓国の政治状況を理解するため、政治に関する制度について、いかなる改革が行われているのか、また、どのような政治勢力が存在し、どういった動きを見せているのか、といったことについて、整理を試みるものである。

以下の章においては、まず、盧武鉉政権発足から総選挙までの政治過程を概観する（I）。次に、総選挙前に改正された政治関係法の主な内容を検討する（II）。さらに、韓国の主要政党について沿革等も含めて整理を行い（III）、最後に総選挙の結果について、若干の考察を行うこととする（IV）。

なお、文中の肩書きは全て当時である。

I 総選挙までの経緯

盧武鉉政権は、2003年2月の発足当初から、野党が国会で過半数を占める状況の中で、苦しい政権運営を迫られてきた。外交面でも、北朝

鮮の核問題やイラク戦争への対応といった難しい問題を抱えていた。金大中政権の最大の功績とされていた南北首脳会談の際に、北朝鮮に対する不正送金が行われていたことが明らかになり、このことは、北朝鮮に対する平和繁栄政策を掲げる盧武鉉政権にとって大きな打撃となった。

盧武鉉大統領は、2003年10月に側近の不正資金事件が表面化する中、国民投票で再信任を問うとの発言をしたが、野党の反発を受けて実現しなかった。2002年の大統領選挙に絡む不正政治資金疑惑が、多くの与野党議員が逮捕される事態にまで発展する一方、野党が圧倒的多数を占める国会は、2004年3月、大統領への弾劾訴追案を可決するに至った。

この間に、政党の構図も大きく変化した。もともと盧武鉉大統領は、新千年民主党（以下「民主党」とする。）の大統領候補者として、ハンナラ党の候補者を破って大統領に当選した。国会では少数与党の民主党が大統領を支え、過半数の議席を占める最大野党のハンナラ党が盧武鉉政権に対峙する、という構図であった。

しかし、その後、民主党内で、金大中前大統領に近い勢力（旧主流）と盧武鉉大統領に近い勢力（新主流）の対立が激化し、2003年9月に新主流が離党して民主党は分裂した。盧武鉉大統領自身も民主党を離党し、民主党は野党に転じることになった。11月には民主党を離党した勢力が中心となってウリ党が結成された。その際、盧武鉉大統領自身はウリ党には入党しなかったが、ウリ党は事実上の与党として盧武鉉政権を支えることになった。

ウリ党は、国会で2割程度の議席しか持たない超少数与党であったため、盧武鉉政権安定のためには2004年4月の総選挙で躍進する必要があった。盧武鉉大統領が選挙でウリ党を支持する発言を繰り返したことが、野党の怒りを買って、2004年3月、大統領弾劾へと向わせた。国会が大統領弾劾訴追案を可決したことにより、大統領の権限は停止され、憲法裁判所による審判が行われることになった。

しかし、弾劾可決は国民の支持を得られず、弾劾に反対した与党のウリ党が支持率を伸ばしたのに対し、野党の支持率は急落した。選挙期間中には、ウリ党議長による老人軽視発言に対する批判が起き、一方でハンナラ党は新代表のもと、党のイメージチェンジを図り、勢いを盛り返した。選挙の結果、ウリ党が過半数を制し、ハンナラ党も危機的状況から持ち直した。革新政党である民主労働党（以下「民労党」とする。）の初めての議席獲得、民主党の大幅議席減など、国会の勢力図は大きく変わることになった（表1）。総選挙でウリ党が勝利したことは、盧武鉉政権が国民から事実上信任されたことを意味した。5月には憲法裁判所が、大統領の弾劾訴追を棄却する決定を下し、大統領は約2ヶ月ぶりにその権限を回復し、職務に復帰することになった。

なお、総選挙の結果については、第IV章で改めて詳述することとする。

II 政治関係法の改正

今回の総選挙に先立ち、公職選挙及び選挙不

表1 各党の獲得議席数

	ウリ党	ハンナラ党	民労党	民主党	自民連	国民統合21	無所属	合計
地域区	129	100	2	5	4	1	2	243
比例代表	23	21	8	4	0	0	0	56
合計	152	121	10	9	4	1	2	299
選挙前からの増減	+103	-16	+10	-52	-6	±0	-11	

(出典)「17代総選挙議席分布」『朝鮮日報』2004.4.17. をもとに作成

正防止法（以下「選挙法」とする。）、政治資金に関する法律（以下「政治資金法」とする。）、政党法の政治関係三法が改正された。これらの法改正はかなり大規模なものであり、一人二票制の導入や女性議員の増加策の強化など、今回の総選挙の結果に影響を及ぼした事項も含まれている。本章では、政治関係三法の主要な改正点について説明していくこととする⁽¹⁾。

これらの法改正までには、以下のような経緯をたどった。

選挙法に関しては、2001年に憲法裁判所が、一人一票制や一票の格差などに関し、違憲判決を出していたため、改正は必至であった。これらの論点の他に、地域対立による政治構造を打破するため、選挙区制の改変も議論の俎上に載った。さらに、大統領選挙不正資金事件で国民の批判が高まり、透明性の強化など政治資金に関する改革も重要な課題であった。韓国政治におけるさまざまな問題が提起される中で、政治資金法や政党法の改正も含めた抜本的な改革が行われることになった。

しかし、各党の思惑の違いなどから、議論はなかなか進まなかった。

一人一票制については、2001年に違憲判決が出た後、2002年6月の統一地方選挙を前にして、同年3月に選挙法の改正が行われた。その際、広域自治団体議会議員の選挙に関しては、選挙区と比例代表の二票制に変更されたが、国会議員選挙については手がつけられなかった。

一票の格差について、憲法裁判所の判決では2003年12月31日までに調整しなければならないとされていたが、選挙区制をめぐる与野党の協議が不調で、2003年内に選挙法の改正ができず、

異例の違憲状態となった。調整は最後までずれ込み、最終的に政治関係諸法の改正案が国会を通過したのは、総選挙を約一ヶ月後に控えた2004年3月9日のことであった。

1 公職選挙及び選挙不正防止法

選挙法の主な改正点としては、国会議員の定数等が改められたことに加え、金がかかる大衆動員型の選挙運動から、インターネットやメディアを用いた選挙運動への転換、選挙費用の透明性強化、選挙犯罪に対する取締の実効性確保などが挙げられる。

(1) 選挙区制・議員定数・投票方法

韓国の国会議員の選挙制度は、日本と同様、小選挙区（地域区）と比例代表の並立制である⁽²⁾。2001年10月25日に一票の格差に関する憲法裁判所の違憲判決が出たことにより、選挙区画設定の見直しが必要であった。議論の過程では、制度をより抜本的に見直し、韓国政治の弊害と見られている地域主義を打破するため、中・大選挙区制や圏域別比例代表制の導入論なども主張された。しかし、選挙区制の問題は、各党の議席に直結する問題だけに、各党間での意見の違いは大きかった。政治関係諸法の改正が遅れたのも、この問題について各党の合意がなかなか得られなかったことが最大の理由である。なお、女性専用の選挙区を作ることも論議された⁽³⁾が、実現には至らなかった。最終的には、選挙区制については大きな変更は加えられず、それまでの小選挙区と比例代表の組み合わせが継続することになった。

国会議員の議員定数は、273人から299人に改

(1) 法律の改正点の整理については、各改正法律案の「主要骨子」及び ^{イ・キソン} 이기선 「『정치개혁』을 위한 제도적 틀 마련(政治改革のための制度的枠組み用意)」, ^{이창희} 이창희 「『정치관계법』 주요개정 소개(政治関係法主要改正紹介)」いずれも『国会報』2004.3.を参考にした。

(2) ただし、日本と違って、小選挙区と比例代表の重複立候補は認められていない（第52条第2項）。

(3) 「여성전용광역 선거구제 논란 / “의원정수 늘리기 명분용” (女性専用広域選挙区制論難/“議員定数増やす名分用)」『文化日報』2004.2.17.など。

められ（第21条第1項）、26人増員された。これまでの小選挙区227人、比例代表46人から、小選挙区が16人増の243人、比例代表が10人増の56人となった。

また、違憲判決が出ていた一人一票制が改められ、一人二票制が導入された。2000年の総選挙までは、有権者は選挙区の候補者に投票し、比例代表ではその候補者が所属する政党に投票したとみなされる一人一票制であったが、それについて2001年7月19日に憲法裁判所が違憲判決を下していた。そこで今回から、有権者は小選挙区では候補者に1票、比例代表では政党に1票をそれぞれ投票する方式へと改められた（第146条第2項）。政党に1票を投ずる比例代表制は、2002年の地方選挙から導入されていたが、国会議員選挙に導入されたのはこれが初めてである。一人二票制になったことにより、全ての選挙区に候補者を擁立しない小政党にも議席獲得のチャンスが広がったと見られた。

比例代表の議席配分方法にも変更が加えられた。改正前は、小選挙区で5議席以上を獲得したか、全国の選挙区において5%以上を得票した政党に限り、得票率に応じて比例代表の議席を配分し、3%以上5%未満の得票率だった場合には1議席を配分すると規定されていた。それが改められ、比例代表選挙で有効投票総数の3%以上を得票したか、あるいは小選挙区で5議席以上を獲得した政党には、得票率によって比例代表の議席が配分されることとなった（第189条）。

(2) 選挙運動方式の転換

金がかかる選挙を改めるため、選挙運動が集会による方式から、インターネットやメディアを用いたものへと大きく転換されることになった。また、新たに立候補しようとする新人の選挙運動が保障されるようになった。

(i) 寄附行為の禁止

候補者などが、選挙区民などに対して金品の

提供などを行う寄附行為について、以前は選挙日の180日前から選挙日まで禁止されていたが、これが常時禁止されることとなった（第112条、第113条）。ただし、親族に対する祝儀・香典などは許容された。

また、地方自治団体長が、当該区域の公職選挙に立候補する場合には選挙日の1年前から、それ以外の選挙の場合には選挙日の60日前から選挙日まで、所属職員や選挙区民に対し、法令が定める以外の金品等の提供を行うことが禁止された（第86条第3項）。

(ii) 集会による選挙運動の廃止

大衆動員による選挙運動を改めるため、合同演説会や政党・候補者等による演説会が廃止された（第75条から第78条削除）。また、出版記念会や議員活動報告会についても、選挙日の90日前から選挙日まで禁止されることとなった（第103条第4項、第111条第1項）。

なお、選挙運動のための戸別訪問も禁止されており、これは改正前と同様である（第106条）。

(iii) インターネットを利用した選挙運動の拡大とその規制

候補者や候補者になろうとする者は、自分が開設したインターネットホームページを利用して、選挙運動期間中でなくても常時、選挙運動ができるようになった（第59条第3号）。

また、改正前には「コンピュータ通信を利用した選挙運動」とされていた規定が、改正によって「情報通信網を利用した選挙運動」と改められ、インターネットを利用した選挙運動について、明記されることになった（第82条の4）。これによって、選挙運動期間中には誰でも、インターネットホームページ又はその掲示板、チャットルームなどに選挙運動のための情報を掲示したり、電子メールを送ったりするといった方法で、選挙運動を行うことができるようになった。一方で、インターネットを利用して、候補者やその配偶者、親族などに関する虚偽の事実を流

布したり、誹謗を行ったりしてはならないことも定められた。

さらに、インターネットを利用した不正な行動等を監視・規制するための条項も設けられた。

インターネットメディアの選挙報道が公正かどうかを審議するインターネット選挙報道審議委員会（第8条の5、第8条の6）や、インターネットを利用した不正選挙を監視するサイバー選挙不正監視団（第10条の3）の設置が規定された。また、インターネットに違法な情報が掲示されるなどした場合、選挙管理委員会（以下「選管委」とする。）が情報通信サービス提供者に対し、その削除や送信情報に対する取扱の拒否・停止・制限を要請できるようにした（第82条の4）。加えて、インターネットメディアが当該インターネットサイトの掲示板やチャットルームなどに選挙に関する意見を掲示することができるようにする場合には、意見を掲示した者の実名を確認できるようにすることを義務付ける「インターネット实名制」が導入された（第82条の6）。

このうち、インターネット实名制については、審議の過程で、表現の自由を脅かすものではないか、という批判が、市民団体などから提起された。インターネット实名制は、インターネット上の掲示板に、匿名で特定候補に対する誹謗が行われることを防止しようとして導入されたものである。これに対し、インターネットを用いた選挙運動を活発に行っている市民団体は、「国家による検閲」「憲法違反」として強く反発した⁽⁴⁾。

なお、2004年の総選挙では、インターネット实名制は施行が事実上留保された。選管委は、対象インターネットメディアに関する定義が曖昧であり、信用情報会社や行政自治部などと連

携した実名認証システムの構築が完了していない、として、インターネット实名制違反が摘発されても、罰金は科さず、警告程度の対応にとどめたためである⁽⁵⁾。

(iv) メディアを利用した選挙運動の拡大

各選管委に選挙放送討論委員会が設置され（第8条の7）、同委員会が選挙運動期間中の候補者の対談・討論会、選挙運動期間前の各党の代表などによるテレビ放送を利用した政策討論会を開催することとされた（第82条の2、第82条の3）。また、政党は国会議員の比例代表選挙において選挙運動期間中、新聞広告やTV、ラジオを利用した放送広告ができることとなり（第69条第1項第2号、第70条第1項第2号）、メディアを利用した選挙運動の幅がより広がられた。

(v) 新たに立候補しようとする予備候補者の選挙運動保障

これまで、新たに選挙に立候補する新人は、事前選挙運動を行うことができず、現役議員に比べて不利な状況に置かれていた。それが改められ、選挙日の120日前から、管轄選管委に予備候補者として登録すれば、名刺配布、Eメールや印刷物の送付、選挙事務所設置など、制限的に選挙運動ができるようになった（第60条の2、第60条の3）。ただ、今回の改正法が施行された時点では、総選挙まで30日程度しか残されていなかったため、今回の総選挙に関してはさほど意味がなかった⁽⁶⁾。

(vi) 選挙公営制の拡大

選挙運動において、公費で賄われる部分が増え、金銭面での候補者の負担が減ることになっ

(4) 「사이버선거운동 '익명'이나 '실명'이나 (사이버-선거운동 '匿名'なのか '实名'なのか)」『世界日報』2004.2.9. など。

(5) 「인터넷 실명제 이번 총선엔 유보(インターネット实名制、今回の総選挙では留保)」『朝鮮日報』2004.4.13.

(6) 「선거법…향응 받으면 50 배 과태료 (選挙法…饗応受ければ50倍過怠料)」『国民日報』2004.3.1.

た。選挙法には、候補者登録を申請する際に納付する寄託金の返還（第57条第1項）や、候補者が選挙運動のために支出した選挙費用の公費による補填（第122条の2）に関する規定が置かれている。今回、寄託金の返還や選挙費用の補填に関し、選挙区において有効投票総数の15%以上を得票した場合には全額が、得票率が10%以上15%未満であった場合には50%が、それぞれ返還・補填されることに改められた。これにより、寄託金返還要件や選挙費用の補填要件が以前より緩和されるとともに、得票率によって差別化されることとなった。なお、比例代表選挙については、当選者が1人でもいれば、全額が返還・補填されることとなっており、改正前後で変更はない。

vi) 候補者情報の公開

候補者に関する情報の広報が充実し、また候補者に関する情報を証明する証明書の提出義務が拡大した。

候補者登録を行う際、これまでも兵役状況、納税実績、前科記録などに関する証明書類の提出が求められていた。今回の改正により、納税実績に関し、候補者のみならず、その配偶者及び直系尊卑属の最近5年間の所得税、財産税、総合土地税の納付及び滞納に関する証明書を提出しなければならなくなった。また、学歴を選挙公報やホームページなどに載せようとする場合、学歴に関する証明書の提出も義務づけられた。これらの候補者情報は、投票案内に同封され、各世帯に発送することも規定された（第49条第4項、第13項）。

(3) 選挙費用の透明性強化

選挙費用の透明性を高めるため、1回20万ウォン⁽⁷⁾以上の選挙費用を支出する時は、実名が確認できるクレジットカード、小切手又は口座入金の方法で支出しなければならず、現金支出

は選挙費用制限額の10%を超過してはならないこととされた（第127条第4項、第5項）。

また、選挙費用の収入・支出報告書が選管委のホームページを通じて公開されることになった（第133条）。さらに、選管委は選挙費用の収入と支出に関して必要な場合、常時、関係者を調査したり、関係者に資料の提出を要求することができるようになり（第134条第1項）、金融機関の長に対し、違法な選挙費用を授受した疑いがある者の金融取引資料の提出を要求することができることとされた（同条第2項）。

(4) 選挙犯罪に対する取締の実効性確保

選挙犯罪に対しては、より厳しい制裁が行われるようになった。

当選無効となる選挙犯罪の範囲が拡大した。選挙費用制限額の200分の1を超過支出し、選挙事務長又は選挙事務所の会計責任者が懲役刑又は300万ウォン以上の罰金刑の宣告を受けた場合や、選挙事務所の会計責任者が会計報告書を提出しなかったり、虚偽記載をしたりしたことによって同じ刑の宣告を受けた場合にも、その候補者の当選は無効となることになった（第263条）。また、選挙事務長や選挙事務所の会計責任者などの選挙犯罪によって当選無効となる刑の要件が、懲役刑又は300万ウォン以上の罰金刑となり、犯罪の種類に政治資金不正授受罪が追加されて、連座制が強化された（第265条）。

他には、次のような諸条項が改められた。

- 飲食物その他金品の提供を受けた者には、その提供を受けた金額又は飲食物・物品価格の50倍の過怠料を課す（第261条第5項）。
- 選挙犯に関する裁判において、被告人が2回以上正当な事由なしに欠席した場合、被告人の出席がなくても、裁判を進行できる（第270条の2）。
- 刑事訴訟法による現行犯及び準現行犯が、選挙犯罪の調査と関連した同行要求に応じない

(7) 1ウォンは約0.1円。

場合、300万ウォン以下の過怠料を課す（第261条第2項第2号）。

- 選挙犯罪によって、当選無効とされた者は、返還された寄託金や、補填を受けた選挙費用を返還しなければならない（第265条の2）。
- 選挙犯罪によって当選無効とされた者は、起訴された後、判決が確定する前に辞職した場合であっても、その補欠選挙等の候補者になることができない（第266条第2項）。
- 選挙犯罪に関する申告、捜査への協力、犯人検挙のための情報提供活動などを行った者を保護するため、特定犯罪申告者保護法の諸規定が準用され、選挙犯罪申告者への褒賞金を支給できる（第262条の2、第262条の3）。
- 政治資金不正授受罪を犯した者又は公選公職者として在任中職務と関連する収賄罪等を犯した者は、選挙犯と同じく、一定期間、選挙権と被選挙権を有しない（第18条第1項第3号、第19条第1号）。

2 政治資金に関する法律

今回、政治資金法は、その目的から改正された。「政治資金の収入と支出の内訳の公開」「透明性の確保」「政治資金と関連する不正の防止」などが目的として明確に規定され（第1条）、これらに関連する条文の改正が行われた。また、政治資金の集め方についても、法人・団体による寄附の禁止、資金調達方法の多様化、寄附や受領の限度額の大幅な引き下げといった重要な変更が行われている。

(1) 政治資金の集め方

韓国では、政党や国会議員などは、基本的に後援会を通じて政治資金を集めることになっている。後援会とは、後述する「後援会指定権者」に対し、政治資金を寄附することを目的として設立・運営される団体のことを言う（第3条第8号）。後援会は、管轄の選管委に登録した後、会員から後援金を受けたり、会員ではない者から金品を受領したりして、これを当該後援会指定権者に寄

附することができる（第6条）。

改正前には、後援会を通じて政治資金の調達ができるのは、政党の中央党や市道支部、地区党、国会議員やその候補者などであった。今回の改正によって、後援会を通じて政治資金を調達することができる「後援会指定権者」として、政党の中央党、市道党（政党の構成については後述Ⅱ-3-(1)参照）、国会議員、大統領候補者を選ぶ党内選挙の予備候補者、地域区の国会議員選挙の候補者と予備候補者、政党の代表選挙の候補者が明記された（第5条）。後援会指定権者はそれぞれ1つの後援会を指定することができる。

後援会に政治資金を寄附することができるのは、個人のみとなり、国内外の法人又は団体による政治資金の寄附は禁止された（第12条）。また、国内外の法人又は団体と関連した資金から政治資金を寄附することができないことも定められた。これらは、政治家と企業等の癒着関係を断つことを目的としている。

後援人（後援会の会員及び会員ではない個人）が後援会に寄附できる金額や、後援会が受領できる金額の限度額が大幅に引き下げられた（第6条の2、第6条の3。表2参照）。特に1人の後援人が寄附できる限度額の引き下げ幅が大きいたことが注目される。また、個人の寄附に対し、10万ウォンまでは税額控除し、それ以上については所得控除するという免税措置が新たに盛り込まれた（第27条）。さらに、後援会の政治資金の調達方法が多様化され、新たにクレジットカード、預金口座入金、インターネット電子決済システム等による方法でも、政治資金を集めることが可能になった（第6条の4）。ただし、これまでは認められていた集会による資金集めは禁じられた。これらの改正によって、少額の政治資金を多数の者から集めるという方向で政治資金のあり方を改革することが企図されている。

(2) 政治資金収入・支出の透明化

政治資金の透明性確保のために1回100万ウォ

表2 後援人及び後援会の寄附の年間限度額

(単位：ウォン)

	改正前	改正後
1人の後援人が後援会に寄附できる限度額（総枠制限）	1億2,000万	2,000万
1人の後援人が一つの後援会に対して寄附できる限度額（個別制限）		
中央党の後援会に対し	1億	1,000万
市道党 ⁽¹⁾ の後援会に対し	1億	500万
国会議員の後援会 ⁽²⁾ に対し	2,000万	500万
後援会が集めることができる限度額 ⁽³⁾		
中央党の後援会	200億	50億
市道党の後援会	20億	5億
国会議員の後援会	2億	1億5,000万

(出典)「政治資金に関する法律」をもとに作成。

(1)「市道党」は改正前は「市道支部」。

(2)「国会議員の後援会」には国会議員候補者の後援会も含む。

(3)選挙がある年度には、その選挙に係る政党や候補者などの後援会が集めることができる限度額は2倍になる。

ン以上の寄附と1回50万ウォン以上の支出は小切手、預金口座入金、クレジットカードなど実名が確認される方法に限り、現金支出は年間支出総額の20%を超過することができないことが規定された（第2条第4項）。

政治資金の収入・支出の透明化のために政党、後援会、後援会を置く国会議員、公職選挙候補者などは、会計責任者を選任し、管轄選管委に申告しなければならないことが定められた（第22条の2）。政治資金の収入・支出については、会計責任者だけが扱うことができ、政治資金を受領・支出する際には、選管委に申告した預金口座を通じて行わなければならないことになった（第22条の3）。政治資金の受領は、複数の口座を通じて行うことができるが、支出は1つの口座を通じてしか行うことができないとされた。

国会議員候補者などの後援会に対して年間120万ウォン、又は政党の中央党、大統領候補者を選出する党内選挙の予備候補者の後援会に対して年間500万ウォンを超過して寄附した高額寄附者については、人的事項及び寄附した金額が公開されることになった（第24条の2）。

(3) 政党に対する補助金

政党に対する補助金に関しては次のようになった（第17条、18条）。国家は政党に対する補助金として、最近実施された国会議員総選挙の選挙権者総数に800ウォン（大統領選挙、総選挙、同時地方選挙がある年度には、それぞれの選挙ごとにさらに800ウォンずつ追加する⁽⁸⁾）を乗じた金額を、毎年、予算に計上しなければならない。

補助金の配分方法は次の通りである。なお、配分方法については、今回の改正では、特に大きな変更はなかった。

国会法第33条第1項の規定により、20人以上の所属議員がいて、同一政党の所属議員で交渉団体を構成している政党に対しては、補助金全体の50%を、政党別に均等に分割して配分する。所属議員が20人に満たず、交渉団体を形成できない政党の場合、5人以上の所属議員がいる政党については、補助金の5%ずつを配分する。所属議員が5人未満の場合は、①最近実施された総選挙に参加し、得票率が2%を超えた政党、②最近実施された総選挙に参加し、得票率が2%未満だった政党で、政党として議席を持っている政党の場合には、最近全国的に実施された地

(8) ただし、この追加分については、当該選挙に参加しなかった政党には、配分・支給されない。参加する政党には、候補者登録の締切日から2日以内に支給される。

方選挙において、得票率が0.5%を超えた政党、③最近実施された総選挙に参加しなかった政党の場合には、全国的に実施された直近の地方選挙において、得票率が2%を超えた政党については、補助金の2%ずつを配分する。

以上によって配分された補助金の残余分の50%は、国会に議席を持つ政党に議席数の比率に応じて配分し、さらにその残余分は最近実施された総選挙の得票率によって配分する。

こうして配分された補助金は、毎年四半期ごとに均等分割されて各党に支給される。

また、市道議会選挙において、多くの選挙区で女性候補を擁立した政党に対し、公職候補者女性推薦補助金を支給するという規定(第17条の2)が、2002年3月の改正で新設されたが、今回の改正により、国会議員の選挙もその対象となった。

国家は、任期満了による総選挙又は市道議会議員選挙がある年度には、政党法第31条第6項の規定による補助金として、最近実施された総選挙の選挙権者総数に100ウォンを乗じた金額を予算に計上しなければならない。総選挙や、市道議会議員選挙において、全国の3割以上の選挙区で女性の候補者を推薦した政党に対しては、公職候補者女性推薦補助金総額の半分は国会議席数の比率、もう半分は総選挙での得票率に応じて配分する。ただ、2004年の総選挙においては、主要政党のうち、3割以上の選挙区で女性の候補者を擁立した政党はなかった。

(4) 政党の会計処理の透明性強化

政党内部の会計処理についての規定も設けられた。

政党は、政治資金の支出を公開し、民主的に処理するために、予算決算委員会の構成及び運営、購入品の支出決議書に関する事項など、会計処理に関する手続を党憲・党規に定めることが義務づけられた。中央党の予算決算委員会は四

半期ごとに政治資金の収入・支出金額及び内訳等を確認、監査し、その結果を党員に公開することになった(第22条の4)。

政党と後援会の会計責任者が会計報告をする時には、代議機関又は予算決算委員会の審査、議決を経なければならず、政党の中央党とその後援会は、非党員で公認会計士協会の推薦を受けた公認会計士の監査意見書を添付しなければならない(第24条第8項)。不法な監査があった場合には処罰される(第32条第1項第10号)。

政党・後援会の会計責任者などが、違法な行為を行った場合には、その行為者を罰するのに加え、その政党や後援会などに対しても罰金刑が科されることになった(第33条の2)。

3 政党法

政党法の改正点としては、主に、地区党の廃止を始めとする政党の構成の変更、公職選挙の候補者の党内選挙に関する規定の新設、女性議員の増加策の強化が挙げられる。

(1) 政党の構成の変更

改正前には、政党は首都に置かれる中央党、国会議員地域選挙区を単位とする地区党で構成し、必要な場合には、特別市・広域市・道に党支部を、区・市・郡に党連絡所を置くことができるとされていたが、今回の改正によって、中央党と、特別市・広域市・道に置かれる市道党によって構成されることになった(第3条)。地区党が廃止されたのは、地区党が地区党委員長による事実上の「私党」になってしまうことや、地区党があることによって政治に金がかかりすぎる、といったことが、その理由とされている⁽⁹⁾。政党の構成がスリム化されると同時に、政党の有給事務職員数についても、中央党は100人以内、市道党は5人以内に縮小することが定められた(第30条の2第1項)。

さらに、中央党は政党の予算と決算及び会計

(9) 「정치개혁법 오늘 처리 (政治改革法本日処理)」『国民日報』2004.3.2. など。

監査を確認、監査するため、予算決算委員会を設置することが義務づけられ（第29条第2項）、また、国庫補助金の配分対象となる政党は、政策の開発・研究活動を促進するために、中央党に政策研究所を別途法人として設立することも規定される（第29条の3）など、政党の会計や政策活動のための機関に関する規定が加えられた。

なお、2002年に行われた新千年民主党の大統領候補者選挙の際、インターネットを通じた投票の合法性が問題となった。そこで、今回の改正により、政党活動のインターネット時代への対応として、電子署名がある電子文書によっても入党申請及び脱党申告書の提出ができるようになり（第20条、第23条）、代議機関の決議が、電子署名を通じても議決できることとなった（第29条の2）。

(2) 公職選挙の候補者の党内選挙に関する規定の新設

2002年以降、大統領候補者を初めとする各種公職候補者を党内選挙で選ぶ動きが広がる中で、それに関する規定が設けられることになった。

政党は公職選挙の候補者を推薦するため、党内選挙を実施することができることと規定された（第31条第2項）。党内選挙が実施された場合、党内選挙の候補者となった者のうち、候補者として選出されなかった者は、その公職選挙において候補者登録をすることができないようになった（同条第3項）。また、補助金の配分対象となる政党は、党内選挙の事務のうち、投開票事務などを選管委に委託することができることとされた（第31条の4）。

(3) 女性議員の増加策の強化

国会議員選挙における比例代表の候補者について、これまでは3割以上を女性としなければならないとされていたが、それが5割以上へと引き上げられた（第31条第4項）。その結果、2004年の総選挙において、主要政党は比例代表の候補者の半分以上を女性とし、当選者の半分以上を

女性が占めることになった（後述IV-1参照）。また第31条第6項では、政治資金法第17条の2の規定により支給される女性推薦補助金の追加支給について定められている（前述II-2-(3)参照）。

III 韓国の政党

本章では、2004年の総選挙で国会に議席を得た主要な政党について、歴史的な経緯も含めて詳しく見ていくこととする。

1 開かれたウリ党

「ウリ」とは韓国語で「私たち」の意であり、「ウリ党」とは「我が党」を意味している。

2002年の大統領選挙では、金大中政権の与党であった新千年民主党に所属していた盧武鉉候補が、最大野党ハンナラ党の李会昌候補イ・フェチャンを破り当選した。与党の候補者が大統領に当選したということで、民主党政権が継続することになったわけである。しかし、この選挙の後に、民主党内の対立が激化し、2003年9月には、鄭東泳議員ジョン・ドンヨンら、盧武鉉大統領に近い議員たちが民主党を離党した。11月になって、民主党を離党した勢力を中心に、李富栄議員イ・フヨンらハンナラ党を離党した勢力、柳時敏議員ユ・シミンらの改革国民政党（改革党）などが統合する形で、この時点ではウリ党が結成された。盧武鉉大統領自身は、民主党を離党したものの、この時点ではウリ党には入党しなかった。ウリ党は盧武鉉政権の事実上の与党となったが、結成時には国会内の議席数が2割に満たない「ミニ与党」であった。

もともと、民主党を与党とする盧武鉉政権は、ただでさえ野党ハンナラ党に国会の過半数の議席を握られ、少数与党政権としての困難さに直面していたにも関わらず、民主党は分裂し、与党勢力はさらなる少数派に転落することになった。

これまでも韓国では、大統領が交代するとたいいてい、新たな「大統領党」が形成されてきた⁽¹⁰⁾。

(10) 「대통령마다'대통령黨'창당 (大統領ごとに'大統領党'創党)」『朝鮮日報』2003.9.20.

民主化以前には、朴正熙元大統領は1963年に民主共和党、全斗煥元大統領は1981年に民主正義党をそれぞれ結党した。また、盧泰愚元大統領は選挙時には民主正義党だったものの、1990年には野党を糾合して民主自由党（以下「民自党」とする。）を結党、少数与党の状態から脱却した。金泳三元大統領も民自党の候補者として大統領になった後、1996年の総選挙を前に、新韓国党に改名した。金大中前大統領も、新政治国民会議を2000年の総選挙を控えて、新千年民主党と改めた。現在の盧武鉉大統領も、これまでと同様、新たに「大統領党」を形成したことになる。

ところで、民主党を分裂させてまで、新たな与党が結成されることになった背景には、2004年の総選挙における勝利への展望が関係する。

盧武鉉大統領にとっては、国会において少数与党に甘んじている状況から脱却するために、総選挙で与党が勝利することが最大の課題であった。2002年の大統領選挙後、民主党内の盧武鉉大統領に近い勢力は、人心を一新し、抜本的な党改革を行うことによって、民主党が地域主義政党から脱却して、全国政党となることを主張した。「金大中党」「湖南（全羅道）党」のイメージが強い民主党のままでは、嶺南圏（慶尚道）において議席の獲得はまず見込めない。慶尚道は反金大中感情が強く、すべての議席をハンナラ党が占めていた。慶尚道は議席数も多く、ここをハンナラ党に握られては、国会において多数の議席を勝ち取ることは難しい。全羅道だけではなく、慶尚道も含めた幅広い地域において議席を獲得するためには、全羅道色が強い、古い民主党の体質から抜け出すことが不可欠であったのである。

これに対して、金大中前大統領に近い全羅道選出の議員たちが反発して、民主党内の対立が

激化した。結局、盧武鉉大統領に近い勢力は民主党を離党し、新党を結成することによって、総選挙での勝利を目指すことになった。

ウリ党は2003年11月の結成当初、支持率は低く、2004年4月の総選挙での勝利が危ぶまれていた⁽¹¹⁾。しかし、2004年1月の全国選挙人団大会において、若手改革派として知名度が高い鄭東泳議員を党議長に選出したのを機に、支持率が上昇した。

鄭東泳⁽¹²⁾議長は1953年生まれで、もともとはMBC（文化放送）の記者だったが、金大中前大統領に薦められて、1996年の総選挙に立候補し、全国最多得票で当選した。2000年8月には、最年少で民主党の最高委員となり、若手の代表格として党改革を主張してきた。2002年には大統領候補者選挙に出馬し、多くの候補者が途中で辞退する中、最後まで現大統領の盧武鉉候補との選挙戦を続けた。盧武鉉氏が民主党の大統領候補者に決定した後は、一貫して盧武鉉候補を支えた。盧武鉉政権発足後は、盧武鉉大統領に近い「新主流」の代表格として、地域主義を打破する改革新党の創立に力を入れていた。

鄭東泳議長が率いるウリ党は、2004年3月、国会で圧倒的な多数を占める野党が、大統領弾劾訴追案の採決を行おうとした際、本会議場の議長席を占拠するなどして、これを物理的に阻止しようとした。これに対し、ハンナラ党出身の朴寛用国会議長が、秩序維持権を発動したため、ウリ党の議員たちは本会議場の外へ引っ張り出され、弾劾訴追案の可決を阻止することはできなかった。

しかし、大統領の弾劾は国民の非難を浴びた。多くの国民は盧武鉉大統領を支持していたわけではなかったが、政治の安定を望み、大統領弾劾には反対していた。ウリ党は、このような世

(11) 小針進「ブームの兆候見えぬ『盧武鉉』新党」『世界週報』2004.10.28, pp.48-49.

(12) 鄭東泳議長については「[정동영 누구인가] 높은 대중성에 정치감각 탁월 ([鄭東泳とは誰か] 高い大衆性に政治感覚卓越)」『国民日報』2004.1.11. など。

論の支持を集め、急速に支持率を伸ばして、総選挙での勝利が確実視されるようになった。

ところが、ウリ党の勝利までの過程は順調なだけではなかった。すなわち、選挙期間に入ってから、鄭東泳議長が「60代、70代の人たちは投票しなくてもよい」と発言し、国民からの批判を受けることになったのである。そこで、鄭東泳議長は投票日の3日前に、選挙対策委員を辞し、自分自身の選挙への立候補も取り下げ、捨て身の訴えを行った。これが功を奏し、ウリ党は特に20代や30代の若い世代の支持を集め⁽¹³⁾、総選挙の結果、首都圏をはじめ、忠清、湖南でも圧勝し、100議席以上を増やして、過半数へと躍進することになった。自らを犠牲にしてまでウリ党を勝利に導いた鄭東泳議長は、次期大統領選挙の有力な与党候補になると見られている⁽¹⁴⁾。

ただ、新人議員が多数を占める党内は必ずしも一枚岩ではないと言われる。『朝鮮日報』は、今回の総選挙で当選した152名を、在野・学生運動出身35名、盧武鉉大統領直系26名、中道派32名、専門家グループ51名、地方議員など8名と分類し、今後、離合集散も予想されるとしている⁽¹⁵⁾。

5月に憲法裁判所が大統領の弾劾訴追を棄却したのを受け、盧武鉉大統領は職務に復帰した。盧武鉉政権が再始動するに当たり、鄭東泳議長は党議長職を辞任し、後任に辛基南^{シン・ギナム}常任中央委員が就いた。さらに、盧武鉉大統領のウリ党への入党を経て、ウリ党は与党としてより実質的な役割を果たすことになった。

2 ハンナラ党

「ハンナラ」とは、韓国語で「一つの国」「偉大な国」を意味する。

ハンナラ党は韓国南東部の慶尚道を基盤とする政党で、2004年4月の総選挙の前までは、国会の過半数の議席を持つ最大野党であった。盧泰愚政権期に、それまでの与党であった民主正義党、金泳三氏らの統一民主党、金鍾泌^{キム・ジョンピル}氏らの新民主共和党の3党が合同して1990年、民主自由党が結成された。民自党は金泳三政権期の1995年に新韓国党となり、1997年にハンナラ党となった。

金泳三政権までは与党であったが、1997年の大統領選挙で李会昌候補が新政治国民会議の金大中候補に敗北し、野党に転落した。

2000年の総選挙では第一党となり、李会昌総裁は一時、次期大統領確実とまで言われていた。しかし、2002年12月の大統領選挙では、北朝鮮の核問題が焦点化する中、李会昌候補は北朝鮮に対する強硬な姿勢を打ち出したものの、核問題の平和的な解決を主張する盧武鉉候補に破れ、政権奪回を果たせなかった。盧武鉉政権下では、最大野党として政権に対する対決姿勢を強めることになった。

2003年6月には、崔秉烈^{チュ・ビョンニョル}議員が代表に選出された。このときの代表選挙は、選挙人団の数が23万人というかつてない大規模なもので、韓国史上最大規模の党内選挙であった。ただし、選挙人団には、20代、30代の若い世代が少なく、高齢者偏重の選挙人団の構成となっていたため、新聞各紙に「敬老党」「老衰政党」などと皮肉られた⁽¹⁶⁾。この選挙は、選挙人団の規模で見

(13) 「<총선 투표분석>(2)세대 - 20.30代 '정치 주체' 자리매김 (<総選挙投票分析>(2)世代- 20.30代 '政治主体' 位置づけ)」『京郷新聞』2004.4.21.

(14) 「鄭의장 몸낮추기-朴대표 勢불리기 (鄭議長低姿勢-朴代表勢い増す)」『世界日報』2004.4.24.

(15) 범개혁당 新盧 운동권 대거 포진 (汎改革党・新盧武鉉・運動圏大挙布陣)」『朝鮮日報』2004.4.17.

(16) 한나라는 “노쇠정당?” (ハンナラは “老衰政党?”) 『世界日報』2003.6.10., 한나라, 敬老잔치 끝내라 (ハンナラ、敬老宴終わらせなさい) 『朝鮮日報』2003.6.11. など。

ると、過去とは比較にならない多くの人々が党代表の選出に参加したわけであり、その点では前進であったと言える。しかし、選挙人団の中に、より積極的に参加する傾向を持つ若年層がほとんどいなかったことから、政党民主化という点では限界があった、とする評価がある⁽¹⁷⁾。

こうして選出された崔秉烈代表であったが、2004年4月の総選挙を前に、若手議員からの党の刷新要求を受けて、代表辞任へと追い込まれることになった。2002年の大統領選挙時の政治資金疑惑が取りざたされ、総選挙に対する危機感が高まっており、多くの国会議員が逮捕された不正資金疑惑は、ハンナラ党にとって決定的な打撃であると捉えられたのである。

2004年3月12日には、崔秉烈代表や洪思徳院内総務らが主導して、国会で大統領の弾劾訴追決議を可決させた。しかし、大統領の弾劾に対する国民の反発を受け、ハンナラ党の支持率は急落することになった。

総選挙を控え、ハンナラ党が大統領選挙の不正資金と弾劾反対の世論の高まりという二重の向かい風にさらされる中、3月23日に行われた臨時党大会では、朴正熙元大統領の長女である朴槿恵議員⁽¹⁸⁾が代表に選出された。この選挙では当初、洪思徳議員が優位と見られていたが、朴槿恵議員が洪思徳議員を予想外の大差で下して代表に当選した。院内総務として弾劾可決を推進した洪思徳議員よりも、クリーンなイメージがあり、弾劾反対の世論に配慮して憲法裁判所の決定を尊重するとしていた朴槿恵議員に支持が集まったと言える。与党のウリ党が新議長に鄭東泳議員を据えたことから支持率を上げたのに対抗して、腐敗政党というハンナラ党のマイナスイメージを一新するには最適の人物だったのである。

韓国において、女性が主要政党の党首となったのは、1956年に野党であった民衆党の代表に朴順天氏^{パク・スンチョン}が選出されたとき以来39年ぶりのことである。朴槿恵代表の父親である朴正熙元大統領は、「漢江の奇跡」と言われる経済成長を実現させたことで、韓国では歴代大統領中、最も高く評価されていると言われる。1974年8月15日の独立記念式典の際、在日韓国人青年文世光^{ムン・セグァン}による朴大統領暗殺未遂事件が起き、このとき朴正熙元大統領の妻であり、朴槿恵氏の母である陸英修氏^{ユク・ヨンス}は流れ弾に当たって死亡した。以後、朴槿恵氏は22歳で韓国のファーストレディー役を務めることとなった。

朴槿恵氏は1998年の補欠選挙で初当選し、ハンナラ党副総裁となったものの、2002年2月、李会昌総裁と党改革を巡り対立し、ハンナラ党を離党して、韓国未来連合という超ミニ政党を結党した。5月には北朝鮮を訪問し、金正日国防委員長と会談している。12月の大統領選挙直前に「党改革案を受け入れる」と李会昌大統領候補に認めさせ、ハンナラ党に復帰し、選対委員長として、大統領選挙を陣頭指揮した。

総選挙では、現役議員の約4割が引退や公認漏れなどで立候補することができず⁽¹⁹⁾、比例代表の候補者は全員を新人とする⁽²⁰⁾など、新陳代謝が進んだ。朴槿恵新代表による腐敗政党のイメージ払拭が功を奏し、一時は惨敗も予想されていたハンナラ党は、第一党の座こそウリ党に譲ったものの、嶺南での議席を守り、121議席を獲得した。一方で、弾劾を推進した洪思徳前院内総務は落選し、崔秉烈前代表は総選挙に出馬することすらできなかった。ハンナラ党を危機から救った朴槿恵代表は2007年の大統領選挙の候補者として大きな足がかりをつかんだとも見られる⁽²¹⁾。

(17) 심지연 『현대 정당 정치의 이해 (現代政党政治の理解)』 백산서당, 2004, pp.261-262.

(18) 朴槿恵代表については「朴대표 프로파일(朴代表プロフィール)」『東亜日報』2004.3.24. など。

(19) 「총선 지역구 공천자 정당별 분석 (総選挙地域区公薦者政党別分析)」『ハンギョレ』2004.3.22.

(20) 「희망찾기 4.15 D-13 / 후보자들 분석 (希望探し 4.15 D-13 / 候補者分析)」『文化日報』2004.4.2.

3 民主労働党

民労党は、民主、平等、解放を掲げ、労働者や農民などを基盤とする進歩政党である。第16代国会議員選挙を前にした2000年1月、労働組合の二大ナショナルセンターのひとつである全国民主労働組合総連盟（民主労総）関係者らを中心として結成され、代表には権永吉クォン・ヨンギル氏が就いた。権永吉⁽²²⁾代表は慶尚南道山清郡サンチョン出身で、1971年にソウル新聞記者となり、パリ特派員などを経て、1989年、ソウル新聞労働組合委員長職務代行を務めた。言論労連の委員長を経て、本格的に労働運動に飛び込み、1996年には民主労総初代委員長に選出されたという経歴を持つ。

2000年4月の総選挙では、蔚山など21選挙区に候補者を擁立したが全員が落選した。

政党法第38条の規定では、総選挙で議席を得ることができず、2%未満の票しか得られなかった場合、政党の登録が取り消されることになっている。民労党は、各選挙区では平均13.1%を得票したものの、全国得票率は1.18%で2%に満たなかったため、選挙後、中央選挙管理委員会によって政党の登録を取り消された。その後、民労党は再登録して再起を期すこととなった。

民労党が躍進したのが、2002年6月の地方選挙である。この地方選挙を前に、選挙法が改正され、地方選挙では選挙区と比例代表それぞれに投票する一人二票制となった。そこでは、政党に投票する形式が初めて導入され、少数政党も議席獲得が見込めるようになっていた。

そして、実際に、市・道議会議員を選出する比例代表の政党投票では、民労党は33万票を獲得し9名が当選した。政党得票率は8.1%に達し、

自由民主連合を抜いて、ハンナラ 民主両党に次ぐ第三党に躍り出た。政治資金法第18条第2項は、国会に議席を持っていなくても、全国的に行われた選挙において2%以上を得票した政党には政党補助金の2%を支給すると定めている。民労党は、所属国会議員がいない政党が政党補助金をもらった初のケースとなった⁽²³⁾。

また、同年12月に行われた大統領選挙には、権永吉代表が立候補し、3.9%の票を獲得した。地方選挙の比例代表で8.1%の票を得たのに比べれば少なかったものの、同じく権永吉代表が1997年の大統領選挙で獲得した1.2%に比べれば3倍以上の得票であった。得票率が予想に比べて低くなったのは、投票日前日に、鄭夢準チョン・モンジュン議員が盧武鉉候補への支持を撤回したことによって生じた危機感から、盧武鉉候補への投票呼びかけが行われ、権永吉代表を支持する人々の一部の票が盧武鉉候補に流れたためと思われる⁽²⁴⁾。選挙戦では、ハンナラ、民主両党の候補者と並んでテレビ討論に参加したこともあり、この選挙を通じて、民労党の知名度が上がり、政策と理念が知られるようになった⁽²⁵⁾。2004年の総選挙では初の国会進出を達成し、一気に10議席へと躍進した。比例代表では8議席と健闘し、選挙区でも権永吉代表など2名が当選を果たした。

民労党は、イラク戦争に反対し、派兵撤回を最も強硬に主張しており、選挙後は、ウリ党とハンナラ党に対し、大統領弾劾とイラク派兵撤回を論議するための三者会談を呼びかけた。また、富裕税導入などの改革政策や、国会議員の補佐官のプール制導入を通じた政策力量強化を提示するなど、第三党としての存在感を示し始

(21) 前掲注(14)

(22) 権永吉代表については「권영길 민노당 대선 후보 / “동일노동 동일임금 제도화” (権永吉民労党大統領選挙候補 / “同一労働同一賃金制度化”)」『ソウル新聞』2002.9.9. など。

(23) 「6.13 선택/민노당 “어엿한 제3당” (6.13選抜 / 民労党 “立派な第三党”)」『ソウル新聞』2002.6.15.

(24) 「패자들 표정-‘패자’ 거부한 권영길 (敗者たちの表情-‘敗者’ 拒否した権永吉)」『京郷新聞』2002.12.19. など。

(25) 「권영길 후보 “절반의 성공” (権永吉候補 “半分の成功”)」『世界日報』2002.12.20. など。

めている⁽²⁶⁾。

4 新千年民主党

民主党の基盤は韓国南西部の全羅道である。金大中氏が1995年に結成した新政治国民会議(以下「国民会議」とする。)がその前身に当たる。自由民主連合(後述。以下「自民連」とする。)と候補者を一本化して臨んだ1997年の大統領選挙では、金大中候補が当選し、与党となった。2000年の総選挙の前には、全国政党化を目指して、自民連との合同による新党結成が目指されたが、失敗に終わり、国民会議の看板架け替えの形で、党名が新千年民主党へと変わった。その後の総選挙では議席数を増やしたものの、第一党をハンナラ党に奪われ、金大中政権は厳しい政権運営を迫られた。

2002年の大統領選挙を控え、初の国民参加型の大統領候補者選挙を行い、盧武鉉氏を大統領候補に選出した。大統領選挙前、国民統合21の鄭夢準議員と候補者を一本化し、投票日前夜に鄭夢準議員が盧武鉉支持を撤回したものの、インターネットによる若者の投票呼びかけが奏功し、盧武鉉候補が大統領に当選した。

盧武鉉氏が大統領に当選した直後から、民主党内の盧武鉉大統領に近い勢力と金大中前大統領に近い勢力の対立が表面化し、盧武鉉大統領に近い勢力及び大統領自身が2003年9月に民主党を離党すると、民主党は野党として盧武鉉政権に対抗する立場となった。

党分裂後、11月28日には、党大会で代表選挙が行われ、代議員による投票の結果、ベテランの支持を受けた趙^{チョ・スンヒョン}舜衡議員が、若手の支持を受けた秋美愛^{チュ・ミエ}議員を破って当選した。新たに発

足した指導部には、2002年の大統領選挙時には盧武鉉候補の選挙を積極的に取り仕切った者が多く、ウリ党への対抗上、改革志向が強まったと見られた⁽²⁷⁾。

2004年3月の大統領弾劾をめぐっては、以前から「大統領が総選挙に介入するのであれば弾劾も辞さない」と発言していた趙舜衡代表が積極的に弾劾を進め、ハンナラ党と連携して弾劾訴追案可決へと導いた。しかし、弾劾は国民の反発を買い、民主党の支持率は急落した。

さらに、秋美愛議員が趙舜衡代表に対して党刷新を要求し、党内の内紛が激化した。秋美愛議員が選挙対策委員長に就任し、総選挙に取り組むことになったものの、選挙直前になっても、両者は公認権を巡り対立を続け、党は分裂状態にあった。

結局、総選挙では地盤である全羅道においてもウリ党に議席を奪われ、50議席以上を減らす惨敗を喫し、国会において交渉団体を結成できる20議席にすら遠く及ばない9議席となった。盧武鉉大統領と敵対し、旧来の敵であったハンナラ党と連携したことが、反ハンナラ党感情が強い湖南の人々の支持を失った要因であると見られる⁽²⁸⁾。趙舜衡代表、劉容泰^{ユン・ヨンテ}院内代表、秋美愛選対委員長ら党のリーダーがいずれも落選し、党は存続さえ危ぶまれる状況に陥った。金大中前大統領が率いてきた伝統的な政党である民主党は、ここに弱小政党に転落することになった。

5 自由民主連合

自民連は、韓国中部の忠清道を基盤とする。朴正熙政権でKCIA(韓国中央情報部)部長や

⁽²⁶⁾ 「각당 새출발 / 안싸우는 깨끗한 정치...그들은 약속했다 (各党新しい出発/争わないきれいな政治...彼らは約束した)」『朝鮮日報』2004.4.17.

⁽²⁷⁾ 「민주 조순형체제 출범 의미-과제 / 총선향한 '안정속 개혁' 출발 (民主趙舜衡体制スタートの意味-課題/総選挙に向け'安定'中の改革'出発)」『文化日報』2003.11.29.

⁽²⁸⁾ 「[민주당의 진로]추미애 조순형 함께 추락 '충격' ([民主党の進路] 秋美愛、趙舜衡ともに墜落'衝撃)」『東亜日報』2004.4.16.

首相といった要職を務めた金鍾泌氏⁽²⁹⁾は、1987年の民主化以降、新民主共和党（共和党）を率いていたが、1990年に、盧泰愚政権の与党であった民主正義党などとともに民自党を結成した。金泳三政権発足後の1995年、金鍾泌氏は金泳三大統領と対立し、民自党を離党、旧共和党の勢力を中心として自民連を結成した。1997年の大統領選挙では、大統領制から議院内閣制への憲法改正を条件に新政治国民会議の金大中候補を支持し、連立与党となった。しかし、金大中大統領が経済回復を優先させたため、議院内閣制への改憲は実行に移されず、連立与党間の関係は悪化し、2001年には連立を離脱した。2000年総選挙では、地盤の忠清地域でも民主党などに敗北し、それまでの議席を3分の1に減らす惨敗を喫した。

2004年の総選挙では、大統領制を廃止して、議院内閣制を導入することなどを主張したものの、地盤の忠清道においても、大半の議席をウリ党に奪われ、李仁済副総裁^{イ・インジュ}ら4名が当選したに留まった。比例代表での得票率も3%に満たなかったため、比例代表の議席が配分されなかった。比例代表の1位として立候補し、選挙前には国会における最多当選議員（当選9回）であった金鍾泌総裁も落選し、政界引退を表明した。金鍾泌総裁の引退は、民主化後の韓国政治をリードしてきた金泳三、金大中、金鍾泌の三金時代が終幕し、韓国政治が新たな段階に入ったことを明示するものであった。

IV 総選挙の結果

本章では、2004年4月15日に行われた総選挙の結果について、当選者の特徴や政策指向、地

域主義といった点について、述べておきたい。

1 当選者の特徴

今回の総選挙で当選した議員の特徴としては、初当選議員が多いこと、40代の議員が3分の1を占めること、女性の比率が上昇したことなどが挙げられる⁽³⁰⁾。299名の議員のうち、初当選議員が187名おり、全体の62.5%に達した。前回の総選挙の当選者中、再選されたのは29.4%にすぎず、国会議員の7割が入れ替わることになった。現役議員の7割が入れ替わるのは、世界的に見ても極めて希有なことだと思われる。また、年齢別に見ると、30代が23名（7.7%）、40代が106名（35.4%）、50代が121名（40.5%）、60代以上が49名（16.4%）となっており、前回に比べると60代議員が減り、40代議員が増えている。なお、最高齢は72歳、最年少は33歳である。

さらに、女性は地域区で10名、比例代表で29名が当選を果たし、女性議員は全体の13%となった。前回総選挙の地域区5名、比例代表11名の5.9%から、女性議員の比率は大幅に上昇した。特に比例代表は56名のうちの半分以上が女性となったわけであり、前述した政党法改正の効果が出たと言える。主要各党は、単に比例代表の候補者の半分を女性にしただけではなく、奇数の順位を女性に割り当てたことによって、当選可能圏に多くの女性候補者が名を連ねることになり、結果として、多くの女性が当選することになった⁽³¹⁾。

2 当選者の政策指向

次に、今回の総選挙で当選した議員が、どのような政策指向を持っているのか、『東亜日報』

(29) 金鍾泌氏については「JP 은퇴..3金역사속으로 / "완전히 연소...재가 됐다" (JP引退..三金歴史の中に/"完全に燃焼...灰となった")」『東亜日報』2004.4.20.

(30) 「젊어진 17대 국회 / 초선이 187명... 40대가 3분의 1 넘어 (若くなった17代国会/初当選187人...40代が3分の1超えて)」『朝鮮日報』2004.4.17.

(31) 「'생활정치' 시대... 여의도에 女風 분다 (生活政治'時代...汝矣島に女風吹く)」『東亜日報』2004.4.9.

の分析から見てみよう⁽³²⁾。

まず、反国家活動を規制している国家保安法については、当選者全体の67.6%が「改正又は代替立法」を主張し、「廃止」17.1%、「維持」15.3%となっている。政党別に見ると、ウリ党では「改正又は代替立法」が70%に達し、「廃止」も28.3%、「維持」は1.6%であるのに対し、ハンナラ党では、64.4%が「改正又は代替立法」で、「維持」が35.5%になっている。ウリ党に「廃止」の意見が、ハンナラ党に「維持」の意見が比較的多く見られる。

さらに、北朝鮮については、全体の88.3%が対北経済支援に賛成であり、北朝鮮に対する強硬策を取るべきという意見は11.7%にすぎない。北朝鮮の核保有を認めようという意見はなかった。ウリ党は100%が経済支援に賛成である一方、ハンナラ党は75.6%が経済支援に賛成し、24.4%が対北強硬策を主張した。

韓国では政党間ではっきりとした政策の違いを見出すのが難しいと言われる⁽³³⁾一方、外交・統一政策は政策の違いが最も明確に表れる分野であるとされている⁽³⁴⁾。これまで、ハンナラ党は、北朝鮮に対して強硬な姿勢を取り、金大中・盧武鉉両政権の対北融和的な政策に対して厳しい批判を行ってきた。そのハンナラ党においてすら、北朝鮮を敵視する国家保安法の改正や、対北経済支援に賛成の議員が多数を占めるようになったことは、状況の大きな変化を示すものと言えよう⁽³⁵⁾。

また、政界入りした時期の違いによって、政

策の指向に違いが見られた。国家保安法の改正や対北融和政策、アメリカから自立した外交などに対する支持は、政界入りしてからの時間が短い議員ほど高くなっている。

なお、現在の韓国の憲法は、大統領の任期は5年で再選はできないと規定しているが、今回の当選者の63%が任期を4年とし再任を認める「大統領重任制」に賛成している。

3 地域主義

韓国の選挙においては、地域対立構造が明確に表れると言われる⁽³⁶⁾が、今回の総選挙ではどうだったのであろうか。

まず、地域ごとの議席獲得状況を見ていこう(表3)。

首都圏においてウリ党がハンナラ党の倍以上の議席を得、さらにウリ党は湖南や忠清でも圧倒的な強さを見せた。湖南は伝統的に民主党の牙城であったが、ここでの議席を民主党はウリ党に奪われることになった。一方のハンナラ党は、地盤の嶺南において圧勝した。ただし、選挙前(表4)には、ハンナラ党がほぼ全議席を独占していたこの地域において、ウリ党や民労党も議席を獲得し、ハンナラ党の牙城への進出を達成したことは、一つの大きな変化である。しかし、全体的に見渡してみると、西側の首都圏、湖南、忠清をウリ党が制し、東側の嶺南、江原をハンナラ党が制したと言え、議席獲得状況からは、東西の地域対立構造が浮き彫りになったと結論づけることができる。

32 「정치 틀이 바뀐다 (政治の枠が変わる)」上中下『東亜日報』2004.4.17,19,20。このうち17日に掲載された「上」については、「韓国分裂 下 反共の根幹揺らぐ」『読売新聞』2004.4.18.にも取り上げられている。

33 「4 개 정당 주요 이슈 입장 (4 政党の主要イシューの立場)」『世界日報』2004.4.7.

34 「한나라-민주-열린우리당 총선공약 점검 (ハンナラ・民主・ウリ党選挙公約点検)」『東亜日報』2004.3.30.

35 『文化日報』は、ハンナラ党の国家保安法に対する姿勢は李会昌総裁時代とは明確に変化したと報じている。「<17 대 국회 이것이 쟁점법안>국가보안법-우리당 "대체입법" 한나라 "보완" (<17代国会これが争点法案> 国家保安法-ウリ党 "代替立法" ハンナラ "補完")」『文化日報』2004.4.22.

36 若畑省二「分析レポート 2000年韓国第16代国会議員総選挙 何が変わり、何が変わらなかったか？」『アジアワールド・トレンド』6巻8号, 2000.8, pp.37-43. など

表3 総選挙後の各党の地域別議席数

		合計	ウリ党	ハンナラ党	民労党	民主党	自民連	国民統合21	無所属
合計		243	129	100	2	5	4	1	2
首都圏	ソウル市	48	32	16	0	0	0	0	0
	仁川市	12	9	3	0	0	0	0	0
	京畿道	49	35	14	0	0	0	0	0
		109	76	33	0	0	0	0	0
湖南	光州市	7	7	0	0	0	0	0	0
	全羅南道	13	7	0	0	5	0	0	1
	全羅北道	11	11	0	0	0	0	0	0
		31	25	0	0	5	0	0	1
忠清	大田市	6	6	0	0	0	0	0	0
	忠清南道	10	5	1	0	0	4	0	0
	忠清北道	8	8	0	0	0	0	0	0
		24	19	1	0	0	4	0	0
済州	済州道	3	3	0	0	0	0	0	0
		3	3	0	0	0	0	0	0
嶺南	釜山市	18	1	17	0	0	0	0	0
	蔚山市	6	1	3	1	0	0	1	0
	慶尚南道	17	2	14	1	0	0	0	0
	大邱市	12	0	12	0	0	0	0	0
	慶尚北道	15	0	14	0	0	0	0	1
		68	4	60	2	0	0	1	1
江原	江原道	8	2	6	0	0	0	0	0
		8	2	6	0	0	0	0	0

(出典)「17代総選挙16市道別情勢」『東亜日報』2004.4.16.をもとに作成

その一方で、得票率を見ると(表5)、地域主義が変容していることも分かってくる。

ハンナラ党は嶺南において高い得票率を得た半面、湖南では一ケタ台以下の非常に低い得票率しか得られていない。逆に民主党は湖南での得票率が全国平均よりもかなり高く、嶺南での得票率は低い。自民連は地盤である忠清地域、とくに大田と忠清南道での得票率が全国平均に比して飛びぬけて高いことが分かる。民主党や自民連は、自らの地盤とする地域でも、ウリ党にことごとく議席を奪われたとは言え、やはり地盤においてはその他の地域に比べれば高い支持を得ているのである。

これら三党が、これまでと同様、地域政党の性格を帯びていることが明白であるのとは対照

的に、ウリ党はハンナラ党の牙城である嶺南でも20-30%台の支持を獲得しており、全国的に見て、それほど大きな偏りは見られない。民労党は現代自動車の労働組合員が多く住む蔚山で高い支持を受けたのを除けば、ほぼ全国で平均的な得票率を得ている。今回躍進したこれら二党の得票構造を見る時、韓国政治における地域対立構造が、徐々に変化しつつあることが認識できよう。

また、ウリ、ハンナラの二大政党は、政党名に投票する比例代表の得票率が、選挙区での得票率には届かなかった一方で、民労党は、比例代表では選挙区の3倍近い支持を集めたことも注目される。選挙区と比例代表にそれぞれ投票する一人二票制の導入によって、有権者の投票

表4 総選挙前の各党の地域別議席数*

		合計	ウリ党	ハンナラ党	民労党	民主党	自民連	国民統合21	無所属・その他
合計		225	47	127	0	41	5	1	4
首都圏	ソウル市	45	17	19	0	9	0	0	0
	仁川市	11	4	6	0	1	0	0	0
	京畿道	40	8	22	0	7	1	0	2
		96	29	47	0	17	1	0	2
湖南	光州市	6	2	0	0	4	0	0	0
	全羅南道	13	1	0	0	12	0	0	0
	全羅北道	10	6	0	0	4	0	0	0
		29	9	0	0	20	0	0	0
忠清	大田市	6	3	3	0	0	0	0	0
	忠清南道	10	2	4	0	0	3	0	1
	忠清北道	7	2	4	0	0	1	0	0
		23	7	11	0	0	4	0	1
済州	済州道	3	0	2	0	1	0	0	0
		3	0	2	0	1	0	0	0
嶺南	釜山市	17	0	16	0	0	0	0	1
	蔚山市	5	0	4	0	0	0	1	0
	慶尚南道	16	0	16	0	0	0	0	0
	大邱市	11	0	11	0	0	0	0	0
	慶尚北道	16	0	16	0	0	0	0	0
		65	0	63	0	0	0	1	1
江原	江原道	9	2	4	0	3	0	0	0
		9	2	4	0	3	0	0	0

(出典)「4・15総選挙を走る」『東亜日報』2004.1.1.をもとに作成。

*議席数は上記出典に掲載時点のものであり、選挙直前のものではない。

行動が変化したことをここに見ることができる。

4 今後の国会・政治改革論議

新たに選出された国会が始まるのを前に、一つの大きな焦点になると思われるのが、国会・政治改革論議である⁽³⁷⁾。

一定の国民の発議と同意によって、違法・不当な行為を行った公選の公職者（国会議員、各地方自治団体長、地方議員）を任期の途中で罷免できるようにするリコール制度の導入や、不法政治資金を国庫へ還収できるようにする特別法の制定などが論議されると見られる。

また、韓国の憲法は、国会議員は、現行犯で

ある場合を除いては、会期中国会の同意なしに逮捕又は拘禁されず、国会議員が、会期前に逮捕又は拘禁されたときは、現行犯でない限り、国会の要求があれば、会期中釈放されると規定している（第44条）。この規定自体は、世界的にも認められている政府の圧力から議員を保護するためのものである。しかし、韓国では、不逮捕特権が濫用され、不正の疑惑を持たれた議員を守るために、逮捕同意案を否決、又は釈放同意案を可決することがたびたびあり、「防弾国会」との批判を浴びてきた⁽³⁸⁾。このような状況を改善するため、国会議員の逮捕同意案を迅速に処理することによって、不逮捕特権が濫

⁽³⁷⁾ 「국회 대수술…‘투명정치’에 초점 (国会大手術…‘透明政治’に焦点)」『国民日報』2004.4.18. など。

表5 主要各党の地域別得票率

〔比例代表〕

		ウリ党	ハンナラ党	民労党	民主党	自民連
全	国	38.3	35.8	13.0	7.1	2.8
首都圏	ソウル市	37.7	36.7	12.6	8.4	2.8
	仁川市	39.5	34.6	15.3	5.4	0.8
	京畿道	40.2	35.4	13.5	6.1	2.0
湖 南	光州市	51.6	1.8	13.1	31.1	0.8
	全羅南道	46.7	2.9	11.2	33.8	1.0
	全羅北道	67.3	3.4	11.1	13.6	1.0
忠 清	大田市	43.8	24.3	11.8	3.1	14.5
	忠清南道	38.0	21.1	10.5	2.8	23.8
	忠清北道	44.7	30.3	13.1	2.2	6.3
济 州	济州道	46.0	30.8	14.1	5.1	1.1
嶺 南	釜山市	33.7	49.4	12.0	1.9	0.7
	蔚山市	31.2	36.4	21.9	1.5	0.8
	慶尚南道	31.7	47.3	15.8	1.4	0.8
	大邱市	22.3	62.1	11.6	1.1	0.8
	慶尚北道	23.0	58.3	12.0	1.4	1.2
江 原	江原道	38.1	40.6	12.8	3.5	1.3

〔選挙区〕

		ウリ党	ハンナラ党	民労党	民主党	自民連
全	国	41.9	37.9	4.3	7.9	2.6
首都圏	ソウル市	42.8	41.3	3.4	9.8	0.7
	仁川市	44.7	38.9	7.4	5.2	0.6
	京畿道	45.7	40.7	4.1	6.7	0.7
湖 南	光州市	54.0	0.1	5.6	36.4	0.4
	全羅南道	46.9	0.8	2.6	38.4	0.6
	全羅北道	64.6	0.1	4.6	18.7	0.1
忠 清	大田市	45.8	22.4	1.5	3.3	22.1
	忠清南道	38.9	15.8	2.2	3.6	33.7
	忠清北道	50.5	32.6	3.3	1.0	9.2
济 州	济州道	49.4	40.2	3.4	3.8	0.6
嶺 南	釜山市	38.9	52.5	2.9	0.8	0.3
	蔚山市	28.1	36.3	18.0	0.6	0.8
	慶尚南道	34.4	47.7	8.4	0.6	0.6
	大邱市	26.7	62.4	2.5	1.8	0.5
	慶尚北道	25.8	54.6	3.4	0.4	0.6
江 原	江原道	38.8	43.3	4.2	6.4	0.2

〔出典〕「政党別地域代表及び比例代表得票現況」『朝鮮日報』2004.4.17.をもとに作成。

用されないようにすることなども検討される見込みである。

これらの事項について、主要政党はいずれも選挙公約に掲げており、各党間の大きな対立はないと見られている。

さらに、韓国の国会法は9月から定期会を行うと定めているが、これを改め、国会を常時開会することも検討されている。また、政党を国会議員が中心となる政党にし、中央党舎（党本部）を大幅縮小して、党の重要機能を国会内に移す「院内政党化」の動きも加速するものと思われる⁽³⁹⁾。

おわりに

韓国において、民主的な選挙が行われるようになったのは、1987年以降のことである。この17年間で、韓国の政治はめまぐるしく変化した。政党構図は選挙ごとに激変している。本稿では、2004年の総選挙によって国会に議席を得た主要各党について、これまでの経緯も踏まえて記述してきた。今回の総選挙によって、単に、国会内の勢力分布図が変化したのみならず、多くの議員が入れ替わり、政策的にもこれまでとは違った指向を持っている議員が増えた点も重要である。選挙で信任を得、憲法裁判所の弾劾棄却を受けて再出発することになった盧武鉉政権の今後の動向や、それに対する各党の反応を含め、

⁽³⁸⁾ 「 [17 대국회 이렇게 바꾸자] <2-①> 불체포특권 제한 ([17代国会をこう変えよう] <2-①> 不逮捕特権制限) 『世界日報』2004.4.23.

⁽³⁹⁾ 「 [원내정당화 추진] '거수기' 탈피... 정책대결 場으로 ([院内政党化推進] '挙手機' 脱皮... 政策対決の場として) 『東亜日報』2004.4.21.

韓国政治がどのような展開を見せるのかが注目される。

また、本稿では、政治関係法の改正についても紹介した。インターネットを利用した選挙運動に関する規定の導入や、選挙犯罪に対する取締の強化、政治資金の透明性強化、政党組織についての改革など、多岐に渡る改革が行われた。

一人二票制の導入や女性議員の増加策の強化などは、今回の選挙結果にも影響を及ぼした。そして、今回新たに選出された国会によって更なる改革が準備されている。韓国政治の大きな流れの変化とともに、政治のしくみに関する改革の動向についても、関心を払う必要がある。 (平成16年5月20日脱稿)

(やまもと けんたろう 政治議会課)